

時価主義会計の再検討

長谷川 美千留

1. はじめに
2. 伝統的時価主義会計の意義—インフレーション会計
3. カレント・コスト会計の意義
4. 現代的時価主義会計と公正価値概念
5. むすびにかえて

1. はじめに

近年の金融商品の発展・複雑化に伴い、それを反映する新しい時価概念として、いわゆる公正価値概念が登場した。FASBのFAS 157における公正価値概念は「公正価値とは測定日現在において、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債の移転するために支払うであろう価格（FASB [2006] par.5）」とされ、IASBによるIFRS13においては「本基準は公正価値を測定日時点で市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために支払うであろう価格または負債の移転するために支払うであろう価格（IASB [2011] par.9）」と定義されている。近年の時価主義会計は、いわばこの公正価値概念を中心に展開される金融主導型のものであり、かつてのインフレーションを社会背景とした時価主義会計、ならびにそこから派生的に生じたカレント・コスト会計¹⁾とは異質である。

また、かつての旧静態論的な古典的時価主義会計とも異質である。そこで、この3つを現代的時価主義会計、伝統的時価主義会計、古典的時価主義会計と位置づけ、本稿においては、とりわけ伝統的時価主義会計との対比から現代的時価主義会計を検討していくこととする。

問題提示として、以下の2点を挙げたい。第一に、かつてのインフレーションを背景とする伝統的時価主義会計、ならびにそこから派生的に生じたカレント・コスト会計と、公正価値概念を中心として展開される現代的時価主義会計が異なることは確かであるが、何か共通する展開はないのか。第二に、公正価値会計の特異な性質には、いかなる機能があるのか。これらを明らかにすることにより、現代会計の根底にあるものを見出す狙いがある。

2. 伝統的時価主義会計の意義—インフレーション会計

かつて世界がインフレーションに見舞われた時代においては、これを半ば所与の現象としたうえで、インフレーション会計²⁾には、真実の

八戸学院大学ビジネス学部教授

¹⁾ カレント・コスト会計の代表的なモデルであるサンディランズ・レポートにおいては、「企業にとっての価値」を軸に評価が展開される。「サンディランズ方式による現在原価会計（引用者注：カレント・コスト会計）のもっとも重要な特徴は、企業が保有し、または費消した資産を、その評価時点現在における『企業にとっての価値』（value to business）を基準に評価する点にある。（加古 [1981] 110 頁）」

²⁾ いわゆるインフレーション会計の体系としては様々な分類があるが、修正原価会計に帰属する一般物価変動会計と、個別価格変動会計に帰属するカレント・コスト会計が頻繁に取り上げられる。修正原価会計は、とりわけ貨幣の購買力低下に注目するが、一方の個別価格変動会計は、

成果を映し出すツールとしての機能がかった。しかし、インフレーション会計は、どうあるべきかという根源的な問題について考えれば、インフレーションを所与のものとしたうえで、それを財務諸表にいかんにか反映させるかを課題とするのか、はたまた、この現象を何かしら解決せんとするものとしても機能すべきか、という問いかけがある。³⁾ このような課題は、インフレーション会計が単なる理論としての域を脱し、より現代的な実践課題としての側面を持ち始めた1970代において、一層の意味を持つ。この課題について、結論から述べれば、インフレーション会計が経済事象であるインフレーションを「退治」するものとしては、機能しなかった。つまり、機能するか否かを検証する前に現象としてのインフレーションが終息した。

改めて、この課題を換言するなら、会計は経済とどのような関係性を持つのかという、問題であるといえよう。会計は経済的現象を追認したうえで、それを写し取る手段として機能するのか、はたまたそこに何かしらの解決策を提示するものとして機能すべきか。公正価値会計においても、単なる会計基準に過ぎないFAS157を、あたかもサブプライム・ローン問題の元凶とし、それを引き起こしたかのような議論がなされた。会計が経済現象を追認したことにより、あたかも、その元凶であるかのような扱いを受ける、という事例は必ずしも過去のものではない。現代の会計においては、金融の複雑化が先行し、それを会計が追うという構図

にある。企業を取り巻く様々な金融経済問題と会計の役割は、今後も検討すべき問題である。⁴⁾

有名なインフレーションは様々⁵⁾ あるが、会計との関係において重要な時期は、第1次大戦(1914年から1918年)におけるヨーロッパ、とりわけドイツを中心とするインフレーションの時代、そして1970年代のイギリスを中心とした世界的なインフレーションの時代であろう。Tweedieはインフレーション会計について、はじめに第二次大戦前のインフレーション会計、そして、次に、第二次大戦後から1974年までのインフレーション会計の展開に分類し、第二次大戦前のインフレーション会計については、1919年をひとつの区切りとしている。⁶⁾ これは第1次大戦後という区切りでもあり、また1919年はSchmalenbachのDinamische Bilanzが公表された年でもある。第1次大戦によるドイツのハイパーインフレーション、そして動態論の登場とが奇しくも交錯している時期である。

Tweedieは、この時代について次のように述べている。「第1次大戦の後、空前のインフレ率がヨーロッパ各国を襲った。しかし中でも際

インフレーション下で企業の保有する財の個別価格変動が、及ぼす影響を把握しようとするものである。

³⁾ この問題について、吉田教授は「追認」と「退治」という表現をされている。「インフレーション会計はただ単にインフレーションを追認するだけではなく、インフレーションを退治するために働きかける機能を持ちえないものかという素朴な期待感が形成される余地は全くないのであるか。インフレーション会計の本当の課題はどこにあるのかを改めて再検討する必要があるように思う。(吉田 [1978] 4頁)」

⁴⁾ この問題について、金子康則先生は以下のように論じている。「FAS 157は米国会計基準 (US GAAP) における公正価値の定義を統一的に定め、一方で多くの新規開示を求めるものであって、財務諸表本体においては、特に新規の会計処理を求めるものではない。ところが、タイミング悪く公表されてしまったため、あたかもこの基準書のせいでサブプライム・ローン問題が悪化したかのような論調がみられる。(金子 [2009] 3頁)」

⁵⁾ ドイツの第1次大戦後インフレーション以前、「アメリカの独立戦争1775年-1783年の戦費として北アメリカのイギリス諸植民地で構成された大陸会議が発行した大陸通貨 (Continental Currency)、フランス大革命の際のアシニャ紙幣 (Assignat)、アメリカ南北戦争1861年-1865年のさいのグリーンバック紙幣 (Greenbacks) などによるインフレーションが有名である。しかしこれらのインフレーションはドイツの場合と比較するならむしろ軽微なものであったといえる。(渡辺 [1989] 2頁)」

⁶⁾ Tweedie, D. and G. Whittington. *The debate on inflation accounting* Cambridge University Press 1984 PP.17-59

立ったのは、間違いなくドイツのハイパーインフレーションである。この状況は1923年の紙幣マルクの完全崩壊を持って頂点を迎えた。この環境下での事業家達の実務的対応は、金マルクによるバランスシートを追加的に作成することであった。なぜなら金マルクは価値の単位として、比較的安定的だったからだ。そして、このことが、CPP会計への道筋となった。金マルクへのトランスレーションは、(紙幣マルクにおける)歴史的な原価を、(金マルクにおける)安定した一定の価値へ切り替えることと密接に関係している(Tweedie and Whittington [1984] pp. 18-19)のである。ドイツの第1次大戦後のハイパーインフレーションに対し、紙幣マルクから金マルクへの転換(1923年12月28日Die Verordnung über Goldbilanzen)という対策がなされた。この、紙幣マルクから金マルクへの転換(切り下げ)によるインフレ対策という経験がCPP(Constant Purchasing Power)会計への糸口となり、安定した、一定の購買力による会計が展開されるのである。このようなドイツにおけるハイパーインフレーションの経験は、大きな衝撃となり、その後のインフレーション会計の理論的基礎を形成する。Shhmalernbachは、この時期、減価償却と適切な損益計算という視点からインフレーションに対処しようとしている。生産設備と販売用の資産を区分し、前者の減価償却に際し、取得原価から導かれる償却費と時価から導かれる償却費の差額を、時価減価償却調整勘定とするのである。これにより、インフレーションによってもたらされる架空利益を税務上課税対象から外すことが可能となる。また、インフレーション下での貸借対照表の利益計算に対する調整手段として、個別価格の変動と一般物価変動を区別しながら、恒常在高を基準とした、手持品引当金勘定と、物価変動が反映された資産負債評価から生じる差額を、貨幣価値下落勘定によって処理する。⁷⁾

⁷⁾ 時価減価償却調整勘定と貨幣価値下落勘定の性質について、宮上教授は「手持品の恒常在高に

ドイツにおいては、1974年にドイツ経営監査士協会(Institute der Wirtschaftsprüfer in Deutschland, IdW)がインフレーション会計に関する意見書草案を公表するまで、公的機関や会計職業団体がインフレーション会計の制度化を提案することはなかった。しかし、このドイツ経営監査士協会の意見書は、この時点で「突如として出されたとみるのは適当ではない。その背景には、第一次大戦後のこの分野の優れた研究業績を受け継いで続けられてきた理論的研究の成果がある(森田[1982]286頁)」のである。1967年の時点では、BFH(BFH-Urteil Vom 27.7.1967)においても「貨幣価値下落に対する防衛は経済・通貨政策によってのみ実施されうる(中田[1993]165頁)」という考えがとられているが、その後1973年が一つの分岐点となる。「この年(引用者:1973年)に、著しくなる一方の貨幣価値下落のためにやむを得ず下した連邦労働裁判所(BAG)と連邦通常裁判所(BGH)の年金判決によって第二局が始まった(中田[1981]164頁)」のである。政府は当初、名目価値にこだわり、かつ貨幣価値の下落を追認しなかった。その理由は、当時ドイツにおいても、現代に共通するインフレーションと年金支払額の適正性に伴う問題が浮き彫りとなっていたのである。名目価値原則と実質価値原則のうち、いわば政府にとって名目価値原則の方が望ましかった。個々の理由に差はあるが、基本的に政府は貨幣価値の下落、インフレーションの現状に対応せざるを得ないが、本音としては認識したくない、というジレンマが生じていたことがうかがえる。

ドイツにおいては、すでに述べたように

関連して設定されたとした手持品引当金勘定と貨幣価値下落勘定もその計算上の性質からすれば、右の設備在についての時価減価償却調整勘定と同類のものである」と述べている。宮上[1978]29頁-31頁参照のこと。また、恒常在高の問題点については、中居文治稿「恒常有高法の批判的考察」『京大経済論叢』第95巻4号を参照のこと。

1974年12月経営監査士協会の専門委員会が、「計算書作成にあたっての実態維持の配慮について (Zur Berücksichtigung der Substanzerhaltung bei der Rechnungslegung)」という草案を公表している。また翌年、1975年9月には「年度利益算出の当たっての実態維持の配慮について (Zur Berücksichtigung der Substanzerhaltung bei der Ermittlung Jahresgebnisses)」という意見書を公表している。⁸⁾ インフレーションを政府にとって望ましくないものと捉え、その事実(インフレーションを抑制できない政府)を前提とした会計制度を否認する動きはドイツにおいても認められる。1965年株式法改正審議において議論となり、のちに否決された実体維持積立金(Substanzerhaltungsrücklage)である。この積立金には、取得原価に基づき計上される減価償却費と再調達原価から導かれる減価償却費の差額に着目し、これを実態維持積立金として貸記する。この取得原価に基づく減価償却費と取替原価に基づく減価償却費の差額を、企業実態維持に必要な経営費用であると考えるのである。しかし、「このような(引用者:実体維持)積立金規定を設けることは貨幣価値の下落を避けたいものとして当然の前提とすることを意味し、それは通貨政策的に見て由々しいことである、というのが、最大の反対理由であった(森田[1982]287頁)。

同じくインフレーションに直面した会計といっても、第1次大戦後のインフレーション会計と1970年のインフレーション会計には大きな相違点がある。1920年代のドイツにおけるインフレーション会計理論に関する研究は、その後、1970年代のインフレーション会計の制度化、実践の理論的基礎となった。1970年代においては、各国において国家や政府、会計実務にかかわる職業団体などが、インフレーションへの具体的な対処や実践を、何かしら求めた。

⁸⁾ この意見書の詳細については、(中田[1993]175-177頁)に詳しい。

その中で、ドイツが実体資本維持と固定資産の償却不足に、重点が置かれていたのに対し、イギリスにおいては、操業利益と保有利得の分離に着目していたのである。⁹⁾

3. カレント・コスト会計

イギリスにおけるインフレーション会計の制度化に関して、大きな役割を果たすのは1974年5月ASSC公表のSSAP7ならびに1975年9月サンディランズ委員会公表『インフレーション会計』(Sandilands, F.E.P., Inflation Accounting, Report of the Inflation Accounting Committee, 1975)である。SSAPは、取得原価主義会計の枠組みを基礎とし、一般物価変動会計情報の補足的開示を促すものであるが、これに対して、サンディランズ委員会公表の『インフレーション会計』(以下サンディランズ・レポートとする)は、個別物価変動を基礎とし、現在原価(以下カレント・コストとする)による会計の制度化を示唆するものである。大蔵大臣ならびに商務大臣からの諮問による、このサンディランズ・レポートは、「イギリスにおけるインフレーションは最悪の状態にあるとの環境認識に基づいて、委員会が到達した結論を次の3点① 会社会計上、原価と価格の変動を認識すべきであること。② 取得原価主義会計の有用性は、著しく減退していること。③ 個々の会社に対するインフレーションの個別的影響を明らかにするため、価値会計(value accounting)を採用すべきであること。(加古[1981]92頁)」に要約している。

イギリスにおける伝統的な思考である真実か

⁹⁾ 加古教授はSSAP16における損益計算について「名称はカレント・コスト会計であるが、その内容はまさに営業能力維持計算とでもいうべきもの」とし、「個別物価変動会計としてのインフレーション会計に求められるものは、単なる保有損益の分別計算ではなく、原価主義会計の利益に代わる分配可能な利益概念である(加古[1982]148頁)」としている。

つ公正な概観 (true and fair view) のもと、インフレーションという環境下に対処し、真実の姿を映し出すツールとしての会計を模索していたと言える。この考えに立てば、インフレーションを「退治」ではなく、「追認」したといえよう。しかし、その後のカレント・コスト会計の展開を見ると、追認したからこそ、「政府としての対応」しなければならなかったともいえる。これについては、表面的にインフレーションの個別的影響という点に着目し、「追認」でもなく「退治」でもなく、政府の失策による激しいインフレーションを「隠蔽」したとの考えもある。「イギリス政府は、独自の委員会 (サンディランズ委員会) を作って、インフレというものは実在しない、あるのは個々の価格の変動だけであるという理屈から、インフレ会計を排除し、個々の価格変動を反映したカレント・コスト会計 (CCA) という時価会計を強制的に導入 (田中 [2012] 28 頁)」したとする見解である。1974 年頃までは一般物価変動会計を指向するように見えた動向が、サンディランズ・レポートを境に急激にカレント・コスト会計へと転換する。イギリスにおける伝統的な思考である真実かつ公正な概観は、いわば抽象的な規定であり、各会計基準が具体性を補完してきた。サンディランズ・レポートの後、1980 年、ICAEW は『カレント・コスト会計』(ICAEW Statement of Standard Accounting Practice No. 16, Current Cost Accounting, Oct. 1980) を公表する。この SSAP16 は、イギリスにおけるインフレーション会計の中核を担う基準であった。抽象的な概念である真実かつ公正な概観を、インフレーションという環境下で具体的に機能させる役割を担っていた。

インフレーションという経済現象と会計の関係性が重要なのは、この問題がそのままカレント・コスト会計と密接に結びついているからである。この問題は、ある経済事象の影響は、果たして、「すべての企業にとって一律か」という問いに言い換えることができる。そもそも、

カレント・コスト会計という思考の存立基盤は、インフレーションという経済現象は、一般物価変動会計で示されるように、すべての企業に(すべての資産に)一律に、一般的に影響するものではない、との主張に根差している。一般物価指数は、あくまで、平均的なそして一般的な指数に過ぎず、例え、インフレーションに晒されようとも、個々の影響は様々である。経営者の意思、資産についてもいかなる資産を取得・保有・売却するかといった行動によって、その影響は異なる。激しい雨が降ろうとも、必ずしも、すべてのものが同じだけ影響を受けるという事ではなく、その降雨量のみで個々の影響を因ることはできない。豪雨に晒されたとしても、個々への影響は、一律とは言えない、という考えであろう。これに理論的根拠を与える概念が、「企業にとっての価値」概念、ならびに「所有者にとっての価値」概念である。¹⁰⁾ このような、各々の企業、資産に着目する個別物価変動会計の考え方は、一般物価変動が必ずしもここに企業に一律に作用する訳ではなく、個々の企業の行動選択により、その影響は様々であるという考えに立つ。カレント・コスト会計は、多様な展開をする個別物価変動会計の中の一形態である。さらに一口にカレント・コスト会計といっても、サンディランズ・レポートから SSAP への展開をたどれば、その計算構造には変遷が見られる。

一般的に、カレント・コスト会計は、企業が所有する個々の資産に生じる個別の価格変動に重点を置くものである。カレント・コスト会計の特徴は、資産の評価基準に際し、期末時点のカレント・コストを採用する点にある。また、当該資産保有中の取得原価と期末時点のカレント・コストの差額は、当該資産保有期間における価格変動を意味し、これを未実現の保有利得

¹⁰⁾ イギリスにおいて 1992 年 10 月公表の『財務業績の報告』FRS3 “Reporting Financial Performance” では、損益計算書に加え、総認識利得損失計算書 (Statement of Total Recognised Gains and losses) が提示された。

または損失とする。当期に費用化した資産については、取得原価とカレント・コストの差額は実現した保有利益または損失となる。貸借対照表は、市場の実態を反映することになる。また、費用は費用化時点のカレント・コストにより計上され、実現した収益とこの費用の対応は、操業利益または損失となる。このようにカレント・コストの採用により、現在の市場の現状を反映するものとなる。

つまり、価格変動が激しい時期において利益のゆがみ（過去の費用と現在の収益の対応によるゆがみ）を修正する機能を持つ。また、当期費用化した部分について、取得原価から導かれる費用と資産のカレント・コストから導かれる費用の差額は保有利益または損失の実現分であり、保有中の資産の取得原価とカレント・コストは保有利益または損失の未実現部分となる。

カレント・コストは、「資産の評価が行われる時点、すなわち存在する資産については期末時点、費用化された資産については費用認識時点において、当該資産と全く同一の資産またはその給付能力において同一の資産を取得すると仮定した場合に要する額（森田 [1996] 63 頁）」である。すでにカレント・コスト会計の特徴として述べたように、損益計算の側面から考えると、インフレーション下の会計測定にとって保有利益と操業利益の分離が当初は課題となる。保有利益と操業利益の混在は、同時にインフレーション下で露呈する取得原価主義会計の欠陥でもある。この操業利益は意思決定者にとって重要な情報であり、取得原価主義会計下で混入する保有利益を分離認識することが重要となる。

カレント・コスト会計においては実現・未実現という区分と、保有利益と操業利益の区分の2つの軸がある。換言するならば、これらの区分を行った上で、何を当期利益として抽出するか、が重要なのである。総利益のうち、何が報告すべき財務業績なのか¹¹⁾ 何が利益なのか、そして、

その利益情報が誰にとって有用なのか、という現代的な問題へとつながっていく。この視点は、その後の公正価値会計における包括利益の問題と無関係ではない。

4. 現代的時価主義会計と公正価値

伝統的時価主義会計から、金融商品をめぐる現代的時価主義会計へと注目が移行したタイミングとして、1986年はひとつの大きな転換点である。米国における金融商品プロジェクトが開始されたのが1986年であり、1976年から11年続いてきたカレント・コスト会計による情報開示が終了した年だからである。「FASBは、物価変動会計情報の強制的開示の制度を中止したが、これによって時価情報開示制度が全面的に廃止されたわけではない。FASBは、棚卸資産や有形固定資産を主たる対象とする従来の物価変動会計情報に代えて、今度は金融商品の時価評価や情報開示に関する会計基準の形成を目的とした金融商品プロジェクトを発足させた

重要な概念であり、言い換えるなら剥奪価値 (deprival value) を意味する。剥奪価値の概念は、資産を正の側面からではなく、むしろ、剥奪されたとしたら、という負の側面から把握するものである。「資産の剥奪によって被る損失は、資産を所有することによって回避される犠牲を意味している。これは、ある行動をとることによって失われた便益機会を意味する機会原価の概念のちょうど逆に対応する概念である。(石川 [1992] 74 頁)」

また、「企業にとっての価値」概念と「公正価値」について、田中教授は「英国では従来から、企業にとっての価値 (value to business) という概念が重視されてきた。英国の会計基準審議会 (Accounting Standards Board: ASB) が1995年11月に公表した公開草案『財務報告の原則』では、企業にとっての価値に基づけば、回収可能価額と再調達原価のいずれか低い方で資産を評価すべきとされている。ここに回収可能額とは、使用価値 (value in use) と正味実現可能価値 (net realizable value) のいずれか高い方を指す。(中略) なお、1996年7月にASBから公表された討議資料『デリバティブおよびその他の金融商品』では、米国でいう公正価値と英国でいう現在価値は同じ意味であるとされている (田中 [1999] 4 頁)」としている。

¹¹⁾ value to business (企業にとっての価値) という概念は、1970年代以降の時価主義会計における

(桜井 [1998] 31 頁)」のである。

その後、1990年代に入り、1991年 FAS107「金融商品の公正価値に関する開示」“Disclosures about Fair Value of Financial Instruments, December 1991”が公表された。この中で、あえて市場価値ではなく、公正価値 (Fair Value) という用語が用いられたのは、この概念が、いわゆる従来の市場価値から「拡張」されていたからである。活発な取引が行われる市場での取引価格のみならず、類似の金融商品を参考にした間接的評価、割引現在価値を用いた計算により、その価値を算出する可能性をも含んでいたからである。このような、市場価値から公正価値への「拡張」は、現在の公正価値概念のヒエラルキーへとつながっている。従来の市場価値を含んではいるが、市場価値 = 公正価値ではない。それが拡張された概念としての公正価値概念なのである。

この時期、現代的時価主義会計が導入される社会的背景として、米国の貯蓄貸付組合 (savings and loan associations: S&L) 問題が挙げられる。この貯蓄貸付組合の経営破綻問題が時価情報の重要性を強調し、取得原価主義会計の限界と問題を提示した。「金融機関の経営状況の悪化を早期に把握するためには、原価評価ではなく時価評価を導入すべきであるとの気運が高まってきた。(中略)さらにブリーデン委員長(引用者: 当時の SEC 委員長) は、S&L の崩壊は原価主義を前提とする金融機関の会計報告システムが極めて危険であることを示したとして、時価会計こそが金融機関の経営実態とリスク状況を明示してくれると主張した。こうした立場から、ブリーデン委員長は金融機関の保有する金融商品、とりわけ商品有価証券だけでなく投資有価証券の時価評価を提唱した(田中 [1999] 174 頁)」のである。金融機関の保有する有価証券は、その保有目的がトレーディング目的ならば時価、投資有価証券ならば原価により評価されていた。この保有目的に恣意性が入ることにより、評価の操作性が高まる。このような金

融機関の実態開示を目的とした、時価評価の部分的導入議論は我が国においても、90年代半ば大きく取り上げられることになる。¹²⁾

1990年代における金融商品に係る一連の会計基準における混合アプローチの¹³⁾により、現代的会計の一つの特徴として、公正価値を用いた時価評価が注目されることになる。しかし、混合アプローチは恣意性が混入する余地があり、即時全面時価により、恣意性が混入しづらくなることから、包括的公正価値測定が提案されるに至る。1990年代から2000年への移行期、さらに進んだ提案として、IASCによる1997年3月公表 Discussion Paper (Accounting for financial assets and financial liabilities) の包括的公正価値測定モデル (Comprehensive fair value measurement model) が提示される。包括的公

¹²⁾ 1996年、証券取引審議会より「証券会社のトレーディング業務への時価法の導入について」が公表された。また、1997年4月1日より、我が国における金融機関がトレーディング目的で保有する有価証券やデリバティブ等の金融商品への時価評価の導入措置が開始された。1999年1月には企業会計審議会から「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」が公表されている。1998年3月31日成立した土地再評価法は、商法上の大会社と並びに金融機関の保有する事業用土地の評価に着目し、ここに生じている評価差額をもって、結果として自己資本比率引き上げを目的としていた。1999年3月31日改正された同法は、土地の含み益から生じる再評価差額金により、一般事業会社においても自己資本比率改善を目的としている。よって、金融商品評価を中心とした公正価値による時価評価とは性質を異にするものであり、バブル後処理を目的とした政治的・政策的性質を強く持っている。

¹³⁾ 1995年3月 IASC から、Financial Instruments, Disclosure and Presentation. IAS32、3年後の1998年12月には同委員会より、Financial Instruments, Recognition and Measurement. IAS39が公表された。上記の会計基準においては、いずれも混合アプローチ (mixed approach) が採用され、取得原価と時価が (混合的に) 適用されている。この混合アプローチは、1993年 FASB 公表の FAS115 “Accounting for Certain Investment in Debt and Equity Securities, May, 1993” 「負債証券および持分証券に対する投資の会計」ならびに1998年公表の FAS133にも採用されていたアプローチである。

正価値測定モデルの意図は、経営者の意図の排除であり、利益の操作性の排除である。また、そこには金融市場における投資者の視点から変動する環境（対象・金融商品の価値変動）を即座に反映することを意図している。

その後、2000年代に入ると、2006年5月公表FAS157“Fair value Measurement”「公正価値測定」が公正価値概念整理の大きなきっかけとなる。それまでの会計事象ごと、または基準書ごとのピースミールのなものではなく、統一的・包括的な公正価値概念の整理がそこで行われることとなった。FAS157は、公正価値概念の統一化を目的とし、公正価値概念に関するフレームワーク的な役割を果たすものである。このFAS157に示された定義が、のちにIASB2009年公表の公開草案「公正価値測定」、2011年公表IFRS13“Fair value Measurement”「公正価値測定」へと引き継がれていく。¹⁴⁾

いわゆる金融商品の個別の問題に際して、扱われていた公正価値概念について、包括的な概念整理の必要性が認識されたひとつの理由は、固定資産に関する公正価値の本質をめぐるIASBとFASBの基本的思考の相違にあったと言える。同じく公正価値といってもIASB公表のIAS36“Impairment of Assets”「資産の減損」

によって展開される使用価値を中心とする概念と、FASB公表のFAS144による市場価値を中心とする概念の相違が存在していた。これは、イギリス会計の影響の強さによるものである。IASBにおいては、カレント・コストの部分で触れたように、「企業にとっての価値」の思考が根底に流れており¹⁵⁾、そこでは、市場指向の客観的な価値ではなく、むしろ主観的な価値が求められているのである。この主観と客観の概念対立¹⁶⁾は継続的使用を仮定する資産評価と売却を仮定する資産評価として写し取ることができる。

現代においては、投資者の視点から、ボラティリティーをより敏感に反映する仕掛けとしての会計が求められているのであり、その象徴的なものが公正価値会計である。そこで求められてきたものは、本来は経営者にとって望ましい(経営者の意図を反映した)利益や、制度上、望ま

¹⁴⁾ 1998年FASB公表のFAS133「デリバティブ商品およびヘッジ活動の会計」においても公正価値概念が示されている。ここでは、公正価値について「資産、負債が強制的にまたは清算によらず、取引意思を持つ当事者間で売買される金額 (FASB [1998] para.540)」とされており、FAS157における公正価値概念ほど十分な定義はなされていない。FASBにおけるFAS157に関する審議を終了したのち、2005年9月、IASBは公正価値プロジェクトを推し進めた。我が国においては2010年7月、ASBJから企業会計基準公開草案第43号「公正価値測定およびその開示に関する会計基準(案)」および企業会計基準適用指針公開草案第38号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針(案)」が公表されている。これらの公開草案については平成22年7月9日から9月10日まで、コメントが募集された。日本公認会計士協会や日本経済団体連合会経済基盤本部などからコメントレターが提出された。

¹⁵⁾ このIASBとFASBの固定資産減損会計をめぐる思考の相違について、古賀教授は「IASBは使用価値を主張するが、FASBは市場価格に焦点を置くのはなぜであろうか。確かに一般論として、IASBがイギリスの「事業体への価値」ないし「剥奪価値」思考に何らかの影響を受けたという事は可能であろう。より具体的には、使用価値に含まれるシナジー効果等の無形資産価値に対する両基準セッターのスタンスの相違にあるように思われる(古賀[2004]22頁)」としている。

¹⁶⁾ この主観価値・客観価値にまつわる思考は、かつての価値論の転換における構図と類似している。販売価値という客観価値の中では、当該資産を所有する企業にとっての価値は意味をなさない。しかし、ジモンは「企業財産の営業主個人に妥当する特殊な価値を要求する。(岩田[1931]241頁)」すなわち主観的な価値、それも「単なる使用価値でなくて、営業主にとっての使用価値が重要(岩田[1931]242頁)」とし、客観的価値(販売価値説)から主観的価値(個人的価値説)への大きな転換がなされたのである。

販売価値と個人的価値との対立として、岩田教授は以下の4点を挙げている。

- ① 債権者の立場に対する営業主の立場
- ② 企業解散に対する営業継続
- ③ 評価基準の一元性に対する二元性
- ④ 客観価値に対する主観価値
(岩田[1931]241頁)

しい会計ではない。このボラティリティーを敏感に写し取る公正価値を中心とした現代的時価主義会計の仕組みは、両刃の剣である。その敏感さゆえに、認識された価値の暴落は即座に反映され、市場を不安定にさせる危険性も含有している。そして、この危険性と公正価値のヒエラルキーは無関係ではない。公正価値ヒエラルキーのレベル3¹⁷⁾は、経営者の意図と密着したブラック・ボックスとなる可能性を含み、その恣意性は批判の対象とされる。しかし、その恣意性は公正価値を中心に展開される現代的時価主義会計の内包する危険性を緩和する役割を果たすというパラドックスがそこには存在している。公正価値ヒエラルキーレベル3に内在する、ある種の恣意性こそが、現代的時価主義会計の市場を反映する敏感さから生じるリスクを回避する、安全装置として機能するという皮肉な機能を有している。

5. むすびにかえて

伝統的時価主義会計においても、現代的時価主義会計においても、新たな現象もしくは、対象（インフレーションという現象・金融商品という対象）に直面し、これに対処するツールとしての会計を模索してきた点は共通している。そして、その過程において、いずれの場合においても、望ましからざる結果（インフレーションを抑制できない政府・客観的評価の困難な金融商品）を認識せざるを得なくなり、結果として、主観性や恣意性の高い手段（カレント・コスト会計・公正価値ヒエラルキーのレベル3）を採用するに至った点も共通している。

また、市場価値を中心とした客観性の高さこそが、本来の時価主義会計の特質であるが、公

正価値の特異性は、主観的な価値を内包している点にある。この内包された主観性は、未だ客観化されない無形価値を認識する可能性とともに、経営者の恣意性を容認する可能性をももつ。しかしながら、公正価値会計が本来指向してきた市場性への過度な敏感さとその危険性を緩和する機能は、その恣意性の中に、同時にヒエラルキーとして内包されている。

参考文献

- 石川純治稿「時価会計の基本問題」『会計理論会年報』No. 12 1998年10月
- 石川鉄郎著『時価主義会計論』中央経済社 1992年
- 岩田巖著『利潤計算原理』1931年 同文館
- 加古宣士著『物価変動会計論』中央経済社 1981年
- 加古宣士稿「個別価格変動会計論（その1）カレント・コスト会計論」黒沢清総編集・森田哲彌責任編集『体系近代会計学 VIII インフレーション会計』中央経済社 1982年
- 金子康則著『公正価値会計の実務—米国 FAS157 の総合解説と IFRS アドプション対応—』中央経済社 2009年
- 企業会計基準委員会 企業会計基準公開草案第43号「公正価値測定およびその開示に関する会計基準（案）」2010年7月
- 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針公開草案第38号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）」2010年7月
- 古賀智敏稿「公正価値測定の概念的構図と課題」20-24頁『企業会計』Vol. 56. No. 12 2004年
- コラス B.『世界の会計学者—17人の学説入門—』藤田晶子訳 中央経済社
- 桜井久勝稿「資産負債の時価評価額と株価形成」『會計』第153巻2月号 森山書店
- スケイペンス R. W. 著 山口年一監修 確氷悟史 菊谷正人共訳『インフレーション会計』白桃書房 1987年
- 高橋良造著『時価主義会計学説』中央経済社 1989年
- 田中健二著『時価会計入門 日本基準・米国基準・

¹⁷⁾ 「このような無形価値を反映する「使用価値＝主観的公正価値」にこそ公正価値概念の本質が求められるべきであるといえる。（古賀 [2004] 21頁）」経営者の見積りに公正価値の本質を求める思考は、ヒエラルキーのレベル3に通じる。

- IAS の比較と解説』中央経済社 1999 年
- 田中弘著『IFRS はこうなる「連単分離」と「任意適用」へ』東洋経済新報社 2012 年
- 中居文治稿「恒常有高法の批判的考察」『京大経済論叢』第 95 巻 4 号 1965 年
- 中田清著『ドイツ実体維持会計論』同文館 1993 年
- 鉢野正樹著『現代ドイツ経済思想の展開—市場・貨幣・貿易—』文眞社 1993 年
- フオレスター D. 『シュマーレンバッハの研究』林良治訳 晃洋書房 1982 年
- 宮上一郎著『シュマーレンバッハ研究』世界書院 1978 年
- 森田哲彌稿「ヨーロッパにおけるインフレーション会計実践—西ドイツ」黒沢清総編集・森田哲彌責任編集『体系近代会計学 VIII インフレーション会計』中央経済社 1982 年
- 森田哲彌・宮本匡章編著『会計学辞典』中央経済社 1996 年
- 吉田寛著『インフレーションと会計』税務経理協会 1978 年
- 渡辺武著『ドイツ大インフレーション』大月書店 1989 年
- FASB FAS107 *Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, December, 1991
- FASB FAS115 *Accounting for Certain Investment in Debt and Equity Securities*, May, 1993
- FASB FAS133 *Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, June, 1998
- FASB FAS144 *Accounting for the Impairment of Disposal of Long-Lived Assets*, Aug, 2001
- FASB FAS157 *Fair value Measurement*, September, 2006
- IASB IAS36 *Impairment of Assets*, May, 2008
- IASB IFRS13 *Fair value Measurement*, May, 2011
- ICAEW SSAP16 *Statement of Standard Accounting Practice No. 16, Current Cost Accounting*, Oct. 1980
- Sandilands, F.E.P., *Inflation Accounting*, Report of the Inflation Accounting Committee. Her Majesty's, Stationary Office. 1975
- Tweedie, D. and G. Whittington. *The debate on inflation accounting* Cambridge University Press 1984